○農林水産省告示第千八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十二月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　熊本県阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　熊本県阿蘇市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

阿蘇市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三百五十六号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき、平成二十一年十二月十九日付けで次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十一年十二月二十一日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録の区分	国内登録検査機関
乳幼児用ベッド	財団法人日本文化用品安全試験所
	東京都墨田区東駒形四丁目二十二番四号

○経済産業省告示第三百五十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十一年十二月二十一日

経済産業大臣　直嶋　正行

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4961	いわなか株式会社	岐阜県羽島市竹鼻町狐穴三千四十番地	平成二十一年十一月三十日から平成二十二年十一月二十九日まで
4962	株式会社案山子屋	岡山県岡山市北区津高百五十二番地	平成二十一年十月二日から平成二十二年十月一日まで

○国土交通省告示第千三百五十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の六の規定に基づき、財団法人沿岸技術研究センターから登録確認機関の代表者の氏名を変更する旨の届出があったので、同法第五十六条の二の十七第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十二月二十一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録確認機関の代表者の氏名の変更

（変更前）村田　進

（変更後）小原　恒平

二　変更年月日　平成二十一年十一月四日

○国土交通省告示第千三百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月二十一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

三谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第千三百三十二号で指定した土地の区域を除く。）

広島県庄原市西城町大佐

字三野原

九〇八番一　一号

字日南鮒木山

三六六番・三七一番合併一　二号

三六六番・三七一番合併二　三号及び四号

○東北地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十一日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙台市青葉区郷六字舘四一番一から同市青葉区郷六字舘無番まで	前	一二・五〇～一七・五〇メートル	一一・五〇キロメートル
	後	一二・五〇～一八・三〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

字岩倉山

三九三番二　五号

三九三番三　六号

三九三番八四　七号

三九三番一　八号及び九号

○環境省告示第八十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月二十一日

環境大臣臨時代理

国務大臣　赤松　広隆

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イ　氏名又は名称　株式会社カムテックス

ロ　住所　広島県福山市沼隈町大字常石千八十三番地

ハ　代表者の氏名　代表取締役　渡辺二行

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

広島県福山市箕沖町百七番五

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

廃石綿等

五　申請年月日

平成二十一年十月二十二日

六　縦覧場所

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び中国四国地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、広島県環境県民局環境部産業廃棄物対策課及び広島県東部厚生環境事務所福山支所衛生環境課並びに福山市経済環境局環境部廃棄物対策課及び福山市リサイクルプラザ